石狩湾新港管理組合告示第 25 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年９月 29 日

石狩湾新港管理組合
管理者　鈴木　直道

１　入札に付する事項

（１）契約の目的の名称及び数量　乗用自動車の賃貸借（１台分）　一式
（１月当たりの単価）

（２）契約の目的の仕様等　入札説明書及び仕様書による

（３）契約期間　令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日まで。
なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

（４）納入場所　石狩湾新港管理組合（石狩市新港南２丁目 725－１）

２　入札に参加する者に必要な資格

令和８年石狩湾新港管理組合告示第 24 号に規定する物品の賃貸借（自動車）に関する資格を有すること。

３　一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５の２の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年９月 29 日（火）から令和８年 10 月８日（木）まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出すること。

ウ　申請書類の提出先　石狩市新港南２丁目 725－１　石狩湾新港管理組合総務グループ

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所　　石狩市新港南２丁目 725－１
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　石狩湾新港管理組合

（２）入札日時　　令和８年 10 月 28 日（水）午前９時 30 分

（３）開札場所　　上記（１）に同じ

（４）開札日時　　上記（２）に同じ

６　入札保証金

入札保証金は免除する。

７　契約保証金

契約保証金は免除する。

８　入札説明書の配付期間等

入札説明書及び競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配付する。

（１）配付期間　　令和８年９月 29 日（火）から令和８年 10 月８日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前９時から午後５時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和８年９月 29 日（火）午前９時から令和８年 10 月８日（木）午後５時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

（２）配付場所　　４に同じ。
また、インターネットによる場合は、次の石狩湾新港管理組合ホームページの「入札情報」（http://www.ishikari-bay-newport.jp/）から配付を行う。

（３）配付方法　　直接配付又はインターネット配付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

（４）費用　　無料とする。

9　送付による入札の可否

認める。

10　落札者の決定方法

石狩湾新港管理組合財務規則（昭和 53 年規則第 7 号。以下「財務規則」という。）第 98 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

12　契約書作成の要否

要

13　その他

（1）開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 101 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　　石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ　所在地　　郵便番号　061-3244　石狩市新港南 2 丁目 725－ 1

電話番号　0133-64-6661

（4）初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

（5）この入札は、取りやめること又は延期することがある。

（6）この入札の執行は、公開する。

（7）詳細は、入札説明書による。

なお、物品競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。